

製品起因による事故ではないと判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1			該当なし		

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202200516 令和4年9月16日(東京都) 令和4年10月3日	LEDランプ(電球型)	(火災) 運動施設で当該製品を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、運動施設で当該製品を焼損した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、熔融は確認されたが、焼損がないことが確認できたため火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	